



Japan

公益社団法人 日本青年会議所

北陸信越地区新潟ブロック協議会

2025 年度

JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク
「災害時における救援相互運営規程」

災害対策本部運用細則

ご注意

このマニュアルは、2024 年 12 月 21 日改正の公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会 JC 新潟ブロックにおける災害支援ネットワーク「災害時における救援相互運営規程」に基づき、災害発生時の JC 新潟ブロック災害支援ネットワークにおける災害対策本部の運用方法を具体的に記した細則です。

1. JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク

■概要

- ◎JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク(以下、災害支援ネットワークと称す)は青年会議所のネットワークを最大限に生かし、災害発生当初から活動がはじまり、被災者の生活を守り、支援する活動が主体となります。
- ◎災害対策本部の設置場所は原則として当該年度の新潟ブロック協議会事務局に設置されます。
- ◎現地対策本部は被災地もしくは近隣地域に設置され、活動の拠点になります。ただし、被災の状況に応じて設置後に現地対策本部を移転する場合もあります。
- ◎新潟県内での災害発生時には、災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、災害ネットワーク役員との協議を経て災害対策本部を設立します。同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を設立します。ただし、被災地での被災地 LOM による現地対策本部の設立が困難な場合は、災害対策本部が現地対策本部を設置します。
- ◎新潟ブロック外地域における災害発生時には、災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、災害ネットワーク役員との協議を経て災害対策本部を設立します。
- ◎災害対策本部の立ち上げ・運営は規定及び細則に基づき災害支援ネットワーク役員、事務局員及び担当委員会が主体となって行います。
- ◎現地対策本部では、青年会議所メンバーと関係諸団体・災害ボランティア等が協力・協働します。なお、被災地域の支援体制の状況に応じて現地対策本部がボランティアセンター内に設置されることもあります。
- ◎現地対策本部は地域内関係団体と連携し被災地や被災者の現状を災害対策本部に報告し、災害対策本部は多様な依頼や要請と集まつてくる支援情報を調整し円滑に支援活動をすることが役割です。
- ◎当該年度の前年度に、新潟ブロック内 LOM の災害担当者を特定し、災害支援ネットワーク連絡網を時代に即した手段(以下、電話・メール・LINE・メッセンジャー等)で作成します。

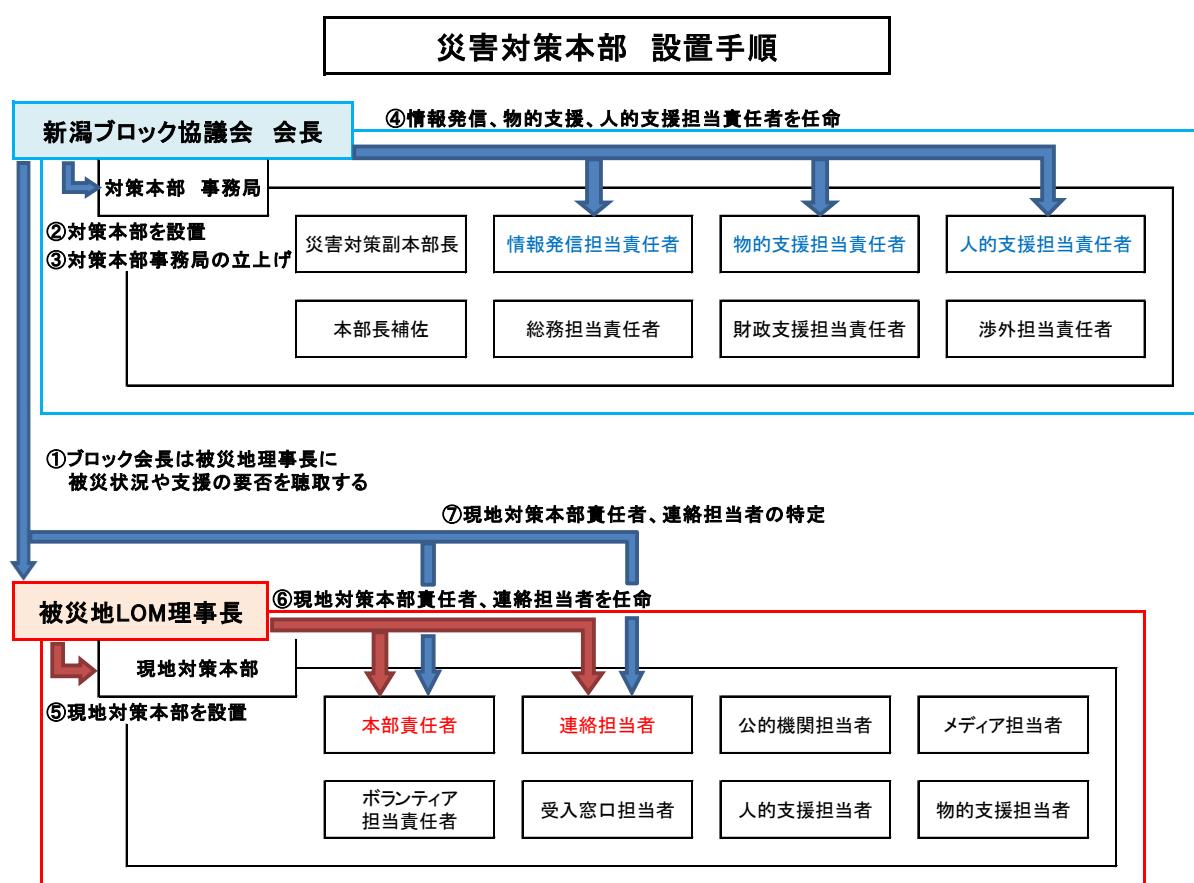
※1 災害等:自然災害や人的災害などを表します。その他、地域で解決できない被害もこれに含まれます。

※2 新潟ブロック協議会災害担当委員会を担当する副会長を最優先とする。また、その副会長が不在若しくは連絡ができない場合は、災害支援ネットワーク会長の判断の基、被災地から近く任務遂行可能な副会長を優先的に選出することとします。

2. 災害発生: 災害対策本部・現地対策本部設置までの流れ

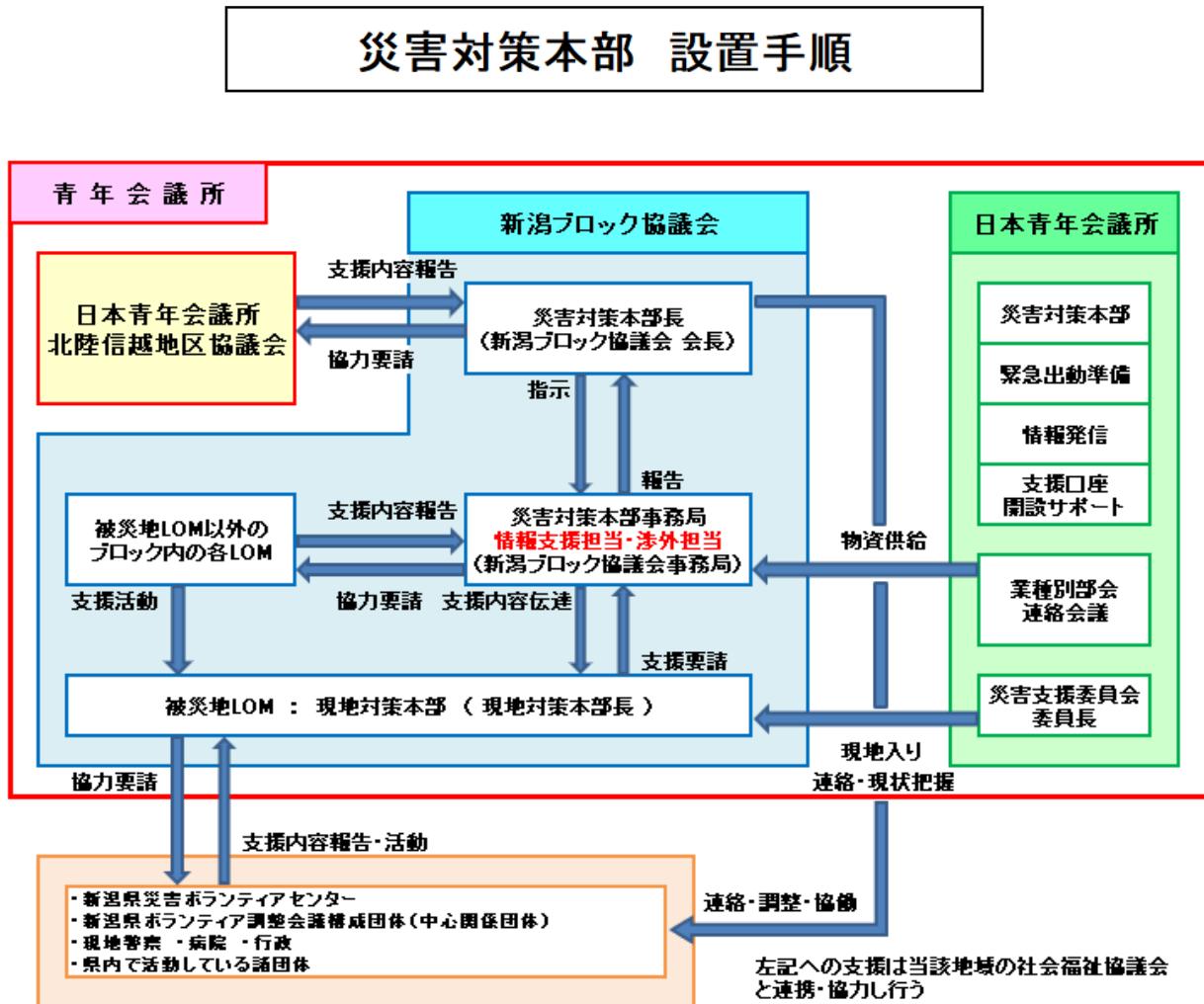
■災害対策本部の設置

- ①災害等が発生したときは、新潟ブロック協議会会長は、被災地 LOM 理事長(被災地 LOM 理事長が不在、若しくは連絡がつかない場合は、当該被災地エリア内の LOM 理事長)より被災状況及び支援の要否を聴取します。
- ②ブロック会長は聴取した現地の被災状況を新潟ブロック協議会役員と共有のうえ協議し、必要と認めた場合には災害対策本部を設置します。災害対策本部長は災害対策本部を設置した後、被災地LOM理事長に現地対策本部を設置する意向を連絡します。
- ③災害支援ネットワークによる災害対策本部(以下、災害対策本部と称す)設置決定後は、直ちに災害対策本部事務局の立ち上げを行います。
- ④災害対策本部長は、新潟ブロック協議会委員長の中から、被災地に近い委員長の順に情報発信担当責任者、人的支援担当責任者、物的支援担当責任者を任命します。ただし、災害担当委員会委員長が存する場合、情報担当責任者は当該委員長が務めることを優先します。
- ⑤被災地 LOM 理事長はブロック会長より災害対策本部設置の連絡を受けたら、現地対策本部の立ち上げを行います。
- ⑥災害対策本部長は、災害担当委員会委員長と連携し被災地 LOM 理事長(被災地 LOM 理事長が不在、若しくは連絡がつかない場合は、当該被災地エリア内の LOM 理事長)から、当該LOMにおける災害対応への取り組み状況並びに当該LOMの現地対策本部に関する情報を聴取し、災害対策本部との連携を図ります。
- ⑦現地対策本部長は、現地対策本部責任者及び連絡担当者を被災地 LOM メンバーから選任します。但し、被災地 LOM メンバーが被災し活動が困難、または適任者が不在、他 LOM メンバーに適任者がいる場合は災害対策本部長と協議の上、適任者を任命することができます。
- ⑧災害対策本部長は、被災地 LOM における現地対策本部の責任者並びに連絡担当者を特定し、災害支援における災害対策本部と被災地 LOM の現地対策本部との連携を図ります。



3. JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク災害発生時の組織について

1) 災害対策本部設置手順



■ 災害対策本部の主な役割

- 被災地域、被災者の状況や必要としている支援等の情報収集
- 新潟県社会福祉協議会を通じ、警察、病院、行政、諸団体への協力要請及び支援内容の把握
- 新潟県災害ボランティア調整会議構成団体を中心に県内外関係諸団体との連絡調整及び事務手続き
- 新潟ブロック内外各 LOM が行う支援活動の把握
- 新潟ブロック内被災地以外の LOM、災害に対して活動している NPO 等への協力要請及び支援内容の把握

2)災害対策本部の立ち上げ及びその活動

①災害対策本部の立ち上げ

新潟ブロック協議会会長は災害対策本部長に就任し、直ちに災害対策本部事務局・情報発信担当委員会を立ち上げます。

②災害対策本部の準備事項と活動

災害対策本部

予め準備してある情報共有手段で情報収集



新潟ブロック HP に JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク情報受発信掲示板を立ちあげます。



新潟ブロック協議会内の LOM に災害対策本部の報告を新潟ブロック内 LOM 理事長及び災害担当者に配信します。



現地対策本部と連携を取り、被災状況を把握・精査し被災地で必要とされる人的・物的・経済的支援の内容を明確にします。



被災地 LOM 以外の地域で地理的要素等を考慮し、災害ネットワーク役員と協議の上、支援担当を決定します。



支援要請後、各 LOM から支援の申し出が来るまでに下記の内容を災害対策本部が明確にします。

◎人的支援 ・技術職人の確保

- ・受け入れ態勢の有無
- ・被災地までの交通手段の確保
- ・備品情報
- ・ボランティア保険の必要性

◎物的支援 ・現地受け入れ窓口の有無

- ・輸送手段の確保
- ・ニーズへの適合性

◎経済的支援 ・銀行口座の開設指示

- ・募金方法

JC における被災地 LOM 以外のすべての窓口は、災害対策本部が行います。



新潟ブロック内 LOM 理事長の要請後、支援内容が不足と判断した場合、本部長と副本部長が協議し他のブロック協議会への要請依頼を行うこともあります。

現地対策本部

予め準備してある情報共有手段で情報収集

4.被災地の情報収集から支援実施までの流れ

- ① 現地対策本部:被災地の状況や被災地・避難所からの必要となる支援の要請を現地対策本部が取りまとめます。災害対策本部に時代に即した連絡・共有手段を用いて随時報告します。
- ② 災害対策本部:現地対策本部からの被災地の状況や支援要請を受けて本部長は新潟ブロック内 LOM 理事長と協議の上、地理的要素や様々な要素を考慮し担当エリアを決めて災害対策本部ホームページの掲示板に支援要請情報を掲示します。その際、「支援希望者・支援 LOM に対する周知事項」を作成し、支援希望者・支援 LOM への情報提供をしてください。
- (参考資料 1)
- ③ 支援希望者 : 災害対策本部ホームページにて被災地からの要請を確認し、自分たちで出来る支援内容について LOM を通して災害対策本部ホームページより申し込みを行います。
- ④ 災害対策本部:人的・物的支援を問わず支援方法や支援内容の詳細を支援希望者と打ち合わせします。これは現地での混乱を回避する為に大変重要な打ち合わせとなります。
- ⑤ 災害対策本部:支援希望者からの支援内容を現地対策本部と協議し支援を決定します。この時に、搬送ルートなどを希望者に知らせます。また、決定した日時や内容に基づき、現地対策本部は支援の受け入れ準備を行います。
- ⑥ 現地対策本部:支援希望者の受け入れを行い、現地諸団体と共に物資やボランティアの対応を行います。支援希望者は事前に決定した日時や内容に基づき支援活動に入ります。
※支援希望者は突然の理由により支援が変更となった場合は必ず事前に現地対策本部まで連絡します。
- ⑦ 支援希望者 : 支援希望者は支援活動後、必ず災害対策本部に支援内容の報告を行います。

5.解散

・災害時における救援相互運営規定に基づき目的が達成と判断された場合、JC 新潟ブロック災害支援ネットワークを解散します。ただし、災害発生が年度の終盤で、年をまたいで復旧しなくてはいけない場合は、JC 新潟ブロック災害支援ネットワークは継続して設置することができます。

6.システムの引継ぎ

・年度切替えにおける引継ぎについては、当該年度担当委員長(担当議長)と次年度担当委員長(担当議長)がシステムの引継ぎを行います。システム上の引継ぎはホームページ管理者同士のシステム全体の引継ぎを行い、①JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク設立要請の受付アドレス、②申請受付アドレス、③支援情報受付アドレスの 3 点を変更しなければなりません。

(付則)

2013 年 12 月 7 日改訂	※2014 年 1 月 1 日より施行
2014 年 12 月 6 日改訂	※2015 年 1 月 1 日より施行
2015 年 10 月 28 日改訂	※2016 年 1 月 1 日より施行
2016 年 10 月 15 日改訂	※2017 年 1 月 1 日より施行
2017 年 10 月 24 日改訂	※2018 年 1 月 1 日より施行
2018 年 10 月 27 日改訂	※2019 年 1 月 1 日より施行
2019 年 10 月 22 日改訂	※2020 年 1 月 1 日より施行
2020 年 2 月 1 日改訂	※2020 年 2 月 1 日より施行
2020 年 10 月 23 日改訂	※2021 年 1 月 1 日より施行
2021 年 11 月 26 日改訂	※2022 年 1 月 1 日より施行
2022 年 10 月 13 日改訂	※2023 年 1 月 1 日より施行
2023 年 12 月 22 日改訂	※2024 年 1 月 1 日より施行

2024 年 12 月 21 日改訂 ※2025 年 1 月 1 日より施行

支援者希望者・支援 LOM に対する周知事項（例）

【支援参加の手順】

- ①災害対策本部設立後、速やかに各 LOM 代表者に発動の報告メールが届きます。
- ②JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク掲示板を確認し支援を行う意思がある場合は掲示板に書き込みを行います。
- 書き込み事項: LOM 名、担当者名、連絡先、支援可能な事項(技術者の有無等)、支援実施予定日時 等
- ③災害対策本部より担当者宛てに支援の内容等について確認の連絡が入ります。
- ④上記③にて確認した事項について災害対策本部と現地対策本部が協議し、その結果を担当者に報告します。
報告内容で問題がなければ、支援の最終意思を災害対策本部に伝えてください。
- ⑤～ 支援実施～
- ⑥支援活動終了後は必ず災害対策本部へ報告をしてください。（報告事項:実施日時、人数、作業内容、気づいた点等）

【支援に際しての注意事項】

◎人的支援

- ・現地に入るまでの交通手段の確認をしてください。
- ・作業内容に準じた服装で現地に入ってください。
- ・持ち込み機材及び食材等の管理。特に食材を持ち込む場合は、衛生管理と共に使用した食材の持ち帰りを徹底してお願いします。

※機材の紛失、盗難等の責任は一切負いませんので、各自で管理して下さい。

- ・現地到着後、必ず現地対策本部に登録をお願い致します。同時にボランティア保険の加入もお願いします。
- ・現地作業終了は、必ず現地対策本部への報告を行ってください。

◎物的支援

- ・食材(消費、賞味期限のある物)等の支援はできません。食べ物等の支援をおこなう場合は、炊き出しとして現地にて作業を行ってください。
- ・物資搬入先の確認をしてください。
- ・物資の内容と数量を必ず明記してください。

2025 年度 災害発生時役割 担当一覧(基本)

2025 年度 1 月 1 日施行「災害時における救援相互運営規程」において、当該年度役員の任期である 2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までは以下のように担当(基本)を決定する。

なお、新潟ブロック協議会は NBC、JC 新潟ブロック災害支援ネットワークは災害ネットワークと表記する。

① 災害発生時 JC 新潟ブロック災害支援ネットワークの発動における協議

- ・NBC 会長 若桑 正樹(JCI 新発田)

〈業務遂行困難時の代行〉

- ・NBC 副会長 小林 雄太(JCI 長岡)

〈不通、業務遂行困難時〉

- ・被災地から近く業務遂行可能なエリア担当役員

② ネットワーク 役員一覧、及び代行者

- 災害ネットワーク会長=NBC 会長 若桑 正樹 (JCI 新発田)

〈業務遂行困難時の代行〉⇒ 小林 雄太 (JCI 長岡)

- 災害ネットワーク副会長=会長の判断の下、被災地から近く業務遂行可能な NBC 内の LOM 理事長、およびエリア担当の NBC エリア長を優先的に必要に応じた人数を選出する事とする。

- 災害ネットワーク 事務局長=新潟ブロック協議会 事務局長 菊地 将斗 (JCI 新発田)

〈不通、業務遂行困難時〉 ⇒ 会長の判断の下、被災地から近く業務遂行可能な

被災地から近く業務遂行可能なエリア長の所属する LOM

③ 災害対策本部 役員一覧、及び代行者

- 災害対策本部長=NBC 会長 若桑 正樹 (JCI 新発田)

〈業務遂行困難時の代行〉⇒ 災害対策本部長補佐

- 灾害対策副本部長=NBC

副会長 小林 雄太 (JCI 長岡)

=当該被災地を含むエリアの JC 新潟ブロック災害支援ネットワーク 副会長

〈不通、業務遂行困難時〉 ⇒ 被災地から近く業務遂行可能な NBC エリア長、及び被災地から近く業務遂行可能なネットワーク副会長

- 灾害対策本部長補佐=被災地から近く業務遂行可能な監査担当役員、

もしくは NBC 直前会長 井浦 義太 (JCI 新潟)

〈不通、業務遂行困難時〉 ⇒ 被災地から近く業務遂行可能な監査担当役員より任命する。

- 総務担当責任者 = NBC 運営専務 杵渕 基成 (JCI 小千谷)

- 財政支援担当責任者= NBC 財政局長 石井 大地 (JCI 新発田)

- 涉外担当責任者 = NBC 事務局長 菊地 将斗 (JCI 新発田)

- 情報発信担当責任者=委員長 高橋 孝輔 (JCI 新潟)

- 人的支援担当責任者=会長の判断の下、被災地から二番目に近く業務遂行可能な NBC 委員長

- 物的支援担当責任者=会長の判断の下、被災地から三番目に近く業務遂行可能な NBC 委員長

〈上記 6 責任者、不通、業務遂行困難時〉

⇒ 会長の判断の下、災害ネットワーク役員、及び災害対策本部役員に任命されておらず、被災地から近く業務遂行可能な NBC 副会長、及び委員長とする。

2025 年度 災害支援ネットワーク組織図

